

# 令和9年度から地頭方こども園を 牧之原市社会福祉事業団へ移管します

市立地頭方こども園は、令和6年度に地頭方保育園と幼稚園を統合して誕生し、市が運営しています。現在の保育水準を維持し、「民間活力の最大限の活用」を図ることにより、子どもを産み育てやすいまちづくりを実現するため、同園の運営を令和9年4月1日から市社会福祉事業団に移管します。施設運営については、民営化による保育環境への影響はなく、安心して子どもを預けることができます。長年、地域の子育て拠点として愛されてきた同園が、より地域の子育てに貢献する園となるよう取り組みます。

問い合わせ 子ども子育て課 山下 ☎②0075



地頭方こども園

## 社会福祉事業団とは

これまで公立保育園が果たしてきた役割と培った保育内容を民営化後も継承できるよう、市は令和3年2月に「社会福祉法人牧之原市社会福祉事業団」を設立しました。令和4年度から菅山保育園、萩間保育園および勝間田保育園、令和7年度から細江保育園の計4園が同法人に移管され、運営されています。【事業団理事長：牧之原市長】

### 民営化までの流れ

- 【令和8年3月】民間移管に必要な手続きである、公立認定こども園から外す条例案を令和8年3月議会に上程し、全員賛成で可決
- 【令和8年4月～】民間への移管準備
- 【令和9年3月末】市立地頭方こども園閉園
- 【令和9年4月1日】市社会福祉事業団による運営開始

	移管前	移管後
設置者・運営者	牧之原市	市社会福祉事業団
職員体制	市職員	市職員、市社会福祉事業団職員
利用者負担	市が決定	変更なし（市が決定）
開園時間	午前7時15分～午後6時15分	変更なし（午前7時15分～午後6時15分）

※教育・保育内容は変更なし。

## 「民営化で何が変わるの？」

- Q.** 教育・保育内容はどうなりますか。運営方針が変わることで、子どもへの対応が変わったり保護者の負担が増えたりしませんか。
- A.** 市の教育・保育の基本理念「心豊かにたくましく」は変わらないため、保育内容もこれまでと変わることはありません。
- Q.** 民営化で保育料は変わるのですか。
- A.** 保育料は市が決定し、市が徴収するため、これまでと変わりません。
- Q.** 子どもへの影響はないのですか。保育士の変更など環境が変わることで、子どもが不安に思うのではないのでしょうか。
- A.** 社会福祉事業団に移管されてもこれまでの市の教育・保育理念の下、運営します。基本的に今いる職員が引き続き保育を行いますので、環境の変化もなく、子どもへの影響はありません。
- Q.** 社会福祉事業団に移管されることにより、園舎は新しくなるのですか。
- A.** 保育環境の向上を図るため、計画的に社会福祉事業団において建て替えを検討していきます。



# 浄化槽は水環境を守っています

## 浄化槽と生活排水

人が生活する中で、トイレや風呂、炊事、洗濯など、さまざまな理由で生活排水が発生します。その量は1人当たり1日200リットル（浴槽1杯分）とも言われています。これだけ多くの汚れた水を何も処理せずにそのまま川などに流してしまうと、自然環境にさまざまな悪影響を与えてしまうため、きれいな水に変えてから川などへ放流するための装置が浄化槽です。

## 単独槽と合併槽の違い

浄化槽には、単独処理浄化槽（単独槽）と合併処理浄化槽（合併槽）があります。単独槽はトイレからの排水のみを浄化しますが、合併槽は家庭から出る排水の全てを浄化することができます。単独槽の8倍の浄化能力があります。現在、単独槽を新たに設置することは法律により禁止されています。

## 水環境の保全のために合併槽への転換を

川が汚れる大きな原因は、生活排水です。単独槽ではトイレの排水しか浄化できず、風呂や洗濯などの生活排水は、全て川に直接流出しています。

## 補助金制度を活用してください

合併槽への転換を推進するため、くみ取り便槽、または単独槽から合併槽に設置替えする場合は、新増築などでの合併槽の設置より上乗せした補助金額を交付しています。また、くみ取り便槽または単独槽からの転換については、「既存の汲み取り便槽または単独槽の撤去に係る工事費」と「新たに排水管等を敷設するための宅内配管工事費」に対しても、補助金を交付しています。くみ取り便槽や単独槽をお使いの皆さんは、この機会に、合併槽への転換をご検討ください。

一方、合併槽は家庭から出る排水の全てを浄化するため、水の汚れは単独槽の8分の1程度に減らすことができ、より水環境を守ることに適しています。



浄化槽の設置工事

## 浄化槽設置事業補助金

■申請の時期：浄化槽の設置工事前 ■完了届の提出期限：申請した年度内（3月末）

### 補助内容

#### ①設置工事費に対する補助

	新増築に伴う合併槽設置の場合	くみ取り便槽または単独槽から合併槽に転換する場合（新増築は除く）
5人槽	19万9,000円	33万2,000円
7人槽	24万8,000円	41万4,000円
10人槽	32万8,000円	54万8,000円

\*世帯の一部が同一敷地内または別の場所に新増築する場合を除き、合併槽から合併槽への転換は補助対象外です。

#### ②合併槽設置に伴い補助対象となる工事

補助対象となる工事	補助額（上限）	備考
既存のくみ取り便槽または単独槽撤去	9万円	くみ取り便槽または単独槽から合併槽に転換する場合のみ
宅内配管工事	30万円	

\*上限額のため、実際の工事費によっては、上記金額以下の支給となります。

\*補助額には予算に限りがあるため、手続きに関することなどは、環境課へご確認ください。

問い合わせ 環境課 坂口 ☎(53)2609